

(一財)新潟ろうきん福祉財団

2017年度NPO等助成事業特別助成金募集要項

第1 目的

県内の福祉やまちづくり等公益的事業に取り組むNPOが、自ら行う事業の実施に際して金融機関等の融資を利用する場合に、当該融資にかかる利息の全額又は一部に相当する金額を交付し（以下「利子補給」という。）、NPOの負担を軽減することで、NPOの活動を支援することを目的とする。

- 2 利子補給金の交付は、この要項の定めるところにより、予算範囲内において、NPO等助成事業募集要項の2の(3)の③にもとづく特別助成金（以下、助成金という。）として助成する。

第2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「NPO」とは、特定非営利活動法人のことをいう。
- (2) 「金融機関等」とは、新潟県内においてNPOの活動を支援するための融資制度を有し、第三者による公益性審査委員会等の機関を設置し、公益性を担保している金融機関等をいう。

第3 助成対象

次の各号のいずれにも該当するNPOとする。但し、同一融資に関わる他の利子補給制度を受けられる場合は、対象外とし、利用が判明した場合は、理由の如何を問わず交付した全ての助成金の返還を求める。

- (1) **別表** 第1の要件を満たし、NPO等助成事業選考委員会において、助成金の対象団体として選定されたNPO。
- (2) 事業に必要な資金を金融機関等からの融資により調達し、返済等に伴う利息を支払ったNPO（延滞利息は対象としない）。
- (3) 対象とする融資の資金用途並びに金額は、運転資金（1年以内）・設備資金（5年以内）、各500万円以内（1件あたり）、当座貸越・つなぎ資金、各1,000万円以内（1件あたり）。

第4 助成対象期間

助成金の対象期間は、原則として2017年4月1日から2018年3月31日とする。但し、資金用途と返済方法によって、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 運転資金で、返済方法が分割払い及び一時払いで年度を跨いでいる場合、この超過期間も対象とし、申込は完済年度とする。
- (2) 設備資金で、返済方法が1年以内で年度を跨いでいる場合、この超過期間も対象とし、申込は完済年度とする。
- (3) つなぎ資金で、返済方法が一時払いで年度を跨いでいる場合、この超過期間も対象とし、申込は原則として申込年度とする。
- (4) ただし、当座貸越の場合は、貸越利息決算日（2017年8月・2018年2月の第2金曜日）に貸越利息が発生する場合をもって期間とする。

第5 助成金額

助成金額は、助成対象期間中に実際に支払った利息総額または、融資金利を2.5%として算出した利息相当額のいずれか低い金額とする。

第6 助成申込方法

- (1) 助成金を申し込むNPOは、応募申込書に次に掲げる書類を添付して申し込まなければならない。
 - ① 2017年度NPO等助成事業特別助成金申込書
 - ② 特別助成金振込口座申出書
 - ③ 融資実行（新規・書替）計算書（写）
 - ④ 金銭消費貸借契約書（写）、または約束手形（写）
 - ⑤ 返済予定表（写）…分割返済の場合、助成対象期間の全てが掲載されているものを添付
 - ⑥ ご融資利息計算書（写）…返済期日前に全額繰上返済をした場合に添付
 - ⑦ 当座預金決算のご案内（写）…当座貸越を利用した場合に添付
 - ⑧ その他書類を個別にお願いする場合があります。
- (2) 助成金の申し込みは、金融機関等への返済に伴い利息を支払った実績をもって行うものとする。
- (3) 助成申込書の入手は、財団事務局に請求するか、ホームページからダウンロードしてください。
(<http://www.zaidan-hukushi.or.jp>)
- (4) 募集期間は、2018年1月25日（木）～2018年2月16日（金）必着

第7 助成決定と交付

- (1) 助成金の決定
助成金の決定は、NPO等選考委員会の審査に基づき決定します。
- (2) 助成金交付
財団理事会の承認に基づき2018年3月31日までに交付します。
- (3) 交付方法
特別助成金振込口座申出書に基づき、指定された普通預金口座に振込みます。
- (4) 特別助成金の返還
特別助成金交付決定後、繰上返済をし「戻し利息」が発生した場合は、当該融資の「ご融資利息計算書」を提出いただき、特別助成金交付額の一部返還を求めます。

以 上

別 表

第1 NPO等助成事業特別助成金の対象とするNPO

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">ア) 新潟県内に事務所を有していることイ) その活動が、著しく特定の個人又は団体の利益を図ると認められる組織、団体でないことウ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないことエ) 暴力団または暴力団員の統制の下にある団体でないことオ) 団体の活動を的確に遂行する意欲や能力を有していることカ) 市民等が自発的・自主的な参画によって活動を行っていることキ) 資金及び活動面において自立のための支援を必要としていることク) 情報開示がなされていることケ) 継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものでないことコ) 定款を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること |
|--|

※ご記載いただきました個人情報については当財団にて厳重に管理し、本事業以外には使用いたしません。